

# 法人売買・附帯サービスのご案内

## BL法人売買センター (運営 株式会社ビーエル)

### 東京

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 2-18-10 ダイイチビル 1F  
TEL : 03-5389-4101 FAX : 03-5389-4566 Email : a@b-land.co.jp  
ホームページ URL : <http://www.b-land.co.jp>  
営業時間 : 9時00分～19時分

### 名古屋

〒460-0008 名古屋市中区栄 5-19-31 T&Mビル 3F  
TEL : 052-241-6700 FAX : 052-241-6701 Email : n@b-land.co.jp  
ホームページ URL : <http://www.b-land-nagoya.jp>  
営業時間 : 9時00分～19時00分

### 【取引銀行】

- ・三井住友銀行 中野坂上支店 (普) 4422684 カ) ビーエル
- ・ジャパンネット銀行 すずめ支店 (普) 5116440 カ) ビーエル

## 法人売買のメリットと新設との比較\*\*\*\*\*

### 1. 資本金が引き継げる

既存法人を購入し名義変更を行うことで、登記簿謄本上の資本金表示を引き継ぐ事が可能です。つまり、資金がなくとも高額な資本金の法人を手に入れることが可能です。反対に法人の新規設立をする場合は資本金の払込証明等が必要となりますので、資金の準備が必ず必要になります。

### 2. 社歴が引き継げる

謄本記載事項の中で、資本金と同様に信用力の指標となるのが 会社成立の年月日 です。参考に次のような事実があります。「起業1年後に約30%の会社が消滅し、10年後には約90%となる」つまり会社は継続すればするほど「力のある会社」「存在価値のある会社」と捉えられるのです。法人売買ではお金では買えない社歴も手に入ります。

### 3. 付加価値も引き継げる

会社売買には次のような付加価値を求めることも可能です。

- ・免許付きの法人も購入できる。→新規申請と比べ許可までのタイムロスが無い。
- ・決算書付きの法人も購入できる。→黒字であれば融資、赤字であれば節税などにも利用可。
- ・銀行口座付きの法人も購入できる。→新規口座開設が難しい今、引継ぎによって問題解消可。
- ・現在では設立できない有限会社やNPO法人、宗教法人など設立が難しい法人も購入できる。

### 法人売買／新規設立 比較表

	法人売買	新規設立
資本金	資金用意の必要一切無し	全額資金用意の必要有り
社歴	都合のいい社歴会社を購入できる	1からスタート
付加価値	必要な付加価値付き法人を購入できる。	全て自らの対処が必要。費用も時間もかかる。
手続きスピード	最短1週間程度	最短1週間程度
費用	メリットを考慮すれば割安	メリットがさほど無いわりに割高

## 法人売買のデメリットと注意事項\*\*\*\*\*

法人売買における唯一のデメリットが隠れた負債のリスクがあるということです。債権債務が公にならない以上、リスクを全て払拭することはどんな強力な調査会社など使っても不可能です。但しリスクの確率を限りなく低くすることは可能です。当所が積み上げてきた長年のノウハウを全て駆使し、簿外債務に対する対策を次の通り講じています。

### リスク回避その1 契約をしっかりと交わす

売り主様から次のような内容の契約をいただいております。(別段の定めを設けた場合はこの限りではありません。)

- ・譲渡法人において債務は一切ない、万が一債務があったとしても譲渡法人の債務を引継ぎしない。
- ・万が一譲渡法人の債務が発覚した場合には、全額を売り主が負担し、場合によっては損害賠償請求できる。

### リスク回避その2 納税証明書の取得義務

売却法人の隠れた負債の大半は未納の税金です。その未納の税金がないことを確認するため国税が発行する納税証明書を売主様より頂いています。これは法人税消費税等特定の税に関する滞納がないことを証明書するものです。

ご注意: 物件の中身納税証明書がない法人もあります(この対策を講じる前に仕入れた法人や、設営から1期目を終えていない法人など)ので、予めスタッフに有無の確認をお願いします。

### リスク回避その3 売り主様との直接対面

販売物件により、売り主様と直接対面でのご契約(又はご商談)も可能です。お互いの顔を合わせることで、双方が安心してお取引することができます。遠方の方などは面談都合を確認しますので、予めスタッフにお申し出下さい。

### リスク回避その4 代表取締役印の預かり

当所が所有している法人は、売り主様より代表取締役印をお預かりし当所で管理しています。当所が所有していない法人は売り主様との応談となりますので、ご心配な方はお早めにスタッフにお申し出下さい。

【当所サービスをご利用時の注意点】法人譲渡手続きをお手伝いするBL法人売買センター(運営㈱ビーエル)は、債権債務等の一切の紛争に関して、別途ご契約書等にて保証した場合を除き、法的責任は負いません。予めご了承の上、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

## 販売法人の一覧\*\*\*\*\*

No.810	膾本	平成 22 年 5 月設立 本店東京都千代田区 (株) 資本金 100 万円	目的、 、アミューズメント関連 グラフィック企画・制作 アニメーションの企画・制作	・決算書 4 期付(H19~23) G 会計事務所 (杉並区) に よる会計引継ぎ必須物件	備考：社会保険加 入業者、基金訓練 制度利用可能	65 万円
No.693	膾本	平成 15 年 11 月設立 本店名古屋市中区 (有) 資本金 300 万円	目的、 、環境問題に関す るコンサルティング業務 市場調査	・口座引継ぎ可能	債務保証会社	49 万円
No.689	膾本	平成 21 年 3 月設立 本店横浜市港北区 (株) 資本金 2000 万円	目的、 、労働者派遣事 業 有料職業紹介事業 採用コンサルティング業務	・一般労働者派遣事業許可 付	事務所引継ぎは応談 可	140 万円

★ウェブサイト販売法人一覧がご覧いただけます。(リアルタイム更新) ラインナップ拡張につき平成 23 年 8 月 1 日検索システムを導入しました。ご希望の法人が一層探しやすくなっております。ご希望の法人が無い場合は、入荷待ち申し込みが可能で、入荷次第優先的にご案内が可能です。

## 法人ご購入までの流れ\*\*\*\*\*

お客様に行っていただくこと  当所が行うこと

### ①購入する法人を決める

当所ウェブサイト売り法人一覧がございますので、購入される法人が決まりましたら売り法人 No.をお知らせ下さい。

### ②変更内容決定／申し込み／費用の入金／必要物の準備

変更内容決定 商号・本店・役員・目的等必要に応じた変更内容を決定して下さい。

申し込み ①でお渡ししましたお申込書を頂戴します。(受け渡しが出来ない場合は FAX でも可能です。原本は後日頂戴します。)

費用の入金 変更内容の決定に基づき正式なお見積を発行しますので、ご入金下さい。

必要物の準備 ●代表取締役の個人の印鑑証明書(→お揃いになりましたら FAX 又はメールでお送り下さい)及び 身分証明書の写し  
●取締役の認印(会社概要により印鑑証明書が必要な場合もございます)  
●法人代表印(法人実印)

### ③変更登記申請依頼

当所が指定する司法書士事務所へ変更登記の依頼をかけます。作成には 1, 2 日を要します。

ご一緒に↓・・・※捺印後、事業を開始していただいて結構です。

### ④契約書等捺印

法人譲渡契約書や③で作成依頼した変更登記申請書類に押印をいただきます。ご対面のご都合が合わない場合は郵送やりとりも可能です。押印済み書類は登記完了まで当所でお預かりします。

### ⑤司法書士による変更登記申請 (法務局の混雑状況によりですが 1 週間～2 週間程度を要します。)

### ⑥契約書等の返還／完了

登記完了後、④のお預かり書類を返還致します。各種免許等附帯物がある法人はこの後変更手続きします。

## 法人買取のご案内

### 法人譲渡のメリット\*\*\*\*\*

#### 1. 費用がかからず、費用が手に入る

法人を解散するには多額の費用（最低でも10万円以上）が必要です。もしも経営がままならないことを理由に会社の解散を決断したとしたら、そんな金銭的危機の中で更にお金が必要になるということです。しかし、法人を売却すれば費用がかかるところか、費用が手に入ります。

#### 2. 均等割税を支払いを終えることができる

会社の税金には均等割税というものがあり、活動をしていなくとも法人が存在するだけで（俗に法人住民税といいます）最低でも7万円程度の税金が毎年発生します。最近では休眠届けを提出すればその均等割税は発生しないという憶測が回っていますが実際税法上「休眠法人」という概念はなく、あくまで税務署の都合において「取り立てをしていない」だけなのです。ですので、税務署は隙あらば請求をしますし、その請求権利も当然持っているということになります。実際休眠会社でも均等割税の支払いを迫られている法人も沢山あります。このように名義を残しておく以上、税金を支払う義務が無くなることはありません。法人を売却すれば、名義変更により支払い義務は解消されます。

#### 3. 手間や時間がかからない

[会社解散の場合] 所要時間は最低でも2ヶ月以上かかる上、役所のあちこちに書面提出が必要です。

- ①解散決議と清算人専任、登記申請
- ②債権者への官報公告（2ヶ月を要します）
- ③清算終了登記
- ④税金精算申告と納付

[会社を売却する場合] 早ければ10日前後で完了も可能な上、必要物を揃える以外は全て当所が手配します。

- ①必要物の準備
- ②株式の譲渡・・・この時点で法人格は買主様の所有（権利）になります。
- ③法務局へ登記申請

### 法人買取価格表\*\*\*\*\*

#### 即金買取価格参考表

【買取条件】 次の条件全てを満たしている法人の場合に当所が即金で買取致します。

- ①債務（金融機関からの借入れ、税金滞納、保険料滞納、携帯電話等のリース契約や未納金等）及び財産のない法人
- ②現在活動していない法人
- ③現代表取締役の本人確認（身分証明書の提示、電話連絡）がとれる法人

株式会社	資本金 1000 万円未満の法人	6 万円
	資本金 1000 万円以上 2000 万円未満の法人	8 万円
	資本金 2000 万円以上 3000 万円未満の法人	10 万円
上記以外の法人		別途お見積

※買取価格は買取状況や時期に応じて変動する場合がございますので予めご了承下さい。

【プラス査定となるもの】 +数万円以上

社歴、確定申告、財務状況、許認可、原始定款、銀行口座引継ぎ、ホームページやドメイン引継ぎ等

#### 【安心売却オプション】

どんな方に売られるか解らないのは心配という方に嬉しいオプションが新しく誕生しました。詳しくはスタッフまで。

#### 委託売却

委託販売の場合お客様が売値を決定することができます。上記の即金買取価格をご参考にお好きな金額を設定下さい。但し価格は売却スピードに比例しますので、市場からかけ離れた売値を設定しますといつまで経っても売却が決まらないという状況に陥ります。予めご考慮の上売却価格をご検討下さい。

法人買取までの流れ\*\*\*\*\*

お客様に行っていただくこと  当所が行うこと

①必要物の準備

- 謄本(履歴事項全部証明書)(直近の発行日付のもの)1部 →ご取得後先に FAX 又はメールでお送り下さい。
- 会社代表取締役役員の印鑑証明書(直近の発行日付のもの)1部 及び 印鑑カード 及び 印鑑
- 代表取締役個人の印鑑証明書(直近の発行日付のもの)2部 及び 身分証明書の写し
- 国税発行の納税証明書その3の3
- 原始定款、休眠届けの控え、確定申告書、決算書、など現存するもの



②契約書等作成

当所が法人買取に関する契約書を作成し、お客様へお渡し(お送り)致します。



③ご返信

①でご準備いただいたものと②の契約書等を併せてお渡し(ご返信)下さい。



④買取価格のお支払い

③でご返信いただいたものに問題がなければ、速やかに買取金額をお支払いします。

※委託売却の場合は、謄本・会社情報・委託販売お申込書をいただければ、すぐさま販売スタート可能です。

法人価格無料査定シート\*\*\*\*\*

法人の売却をご検討されている方は、まず法人の価格査定をしてみましょう。査定は完全無料です。

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 活動中 <input type="checkbox"/> 休眠中 <input type="checkbox"/> その他( )
法人の種類	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他 ( )
本店所在地	
設立年月	年 月
資本金	金 円
主な事業内容	
付加価値	<input type="checkbox"/> 免許付き( ) <input type="checkbox"/> 決算書付き( 年～ 年度の 期分) (赤字 黒字 約 円) (累積欠損額 約 円) <input type="checkbox"/> 銀行口座引継ぎ 可能 不可能
必須変更箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 商号
売却の理由	
売却の日数	<input type="checkbox"/> 急いでいる <input type="checkbox"/> 急いでいない <input type="checkbox"/> どちらでもない
お客様情報	ご氏名 ご連絡先 e-mail

ご記入後、FAX (03-5389-4566) 又は e-mail ([a@b-land.co.jp](mailto:a@b-land.co.jp)) でお送り下さい。直ぐさま査定致します。



## 法人売買の仲介者様へのご案内

### オールマイティーな制度の「BLビジネスパートナー」\*\*\*\*\*

ご好評いただいております当所の代理店制度が新しく生まれ変わり、BLビジネスパートナーという名称のもと一層お客様にご満足いただける仕組みとなりました。

#### パートナーの活動内容

- ・法人売却可能な売り主様情報のご提供（ご紹介）をいただくこと。（仕入業務）
- ・法人ご購入希望者様をご紹介いただくこと。（販売業務）

！活動範囲やノルマなどの制限は一切ございません。

#### BLの仕事

- ・パートナー様よりご提供（ご紹介）いただいた売却可能法人の販売業務。
- ・契約書作成、決済の段取り

#### インセンティブに関して

仕入業務・・・**販売粗利の30%をパートナー様にお支払い**致します。

販売業務・・・**販売粗利の30%をパートナー様にお支払い**致します。

つまり、仕入・販売共に行っていただいた場合、ノウハウ一切無しで60%の販売粗利を受け取れます。

#### パートナー承認受理の為の条件等

- ・パートナー様は個人、法人問いません。
- ・売却法人（自身役員又は出資者物件を含む）の仕入れ実績が1社以上ある方で、当所が総合的判断に基づきビジネスパートナーとして認められる方。

#### その他

- ・ご契約期間は1年となります。以後は、双方の合意に基づき1年毎に更新とさせていただきます。
- ・法人売買におけるトラブルについては、代理店様の悪質な関与が無い限り全て免責致します。
- ・BLビジネスパートナー契約約款（当サイトからご確認ください）に同意いただきます。

### 税理士／会計士向け制度\*\*\*\*\*

当所では税理士・会計士の先生に、法人をご購入されたお客様をご紹介させていただいたり、売却法人の株式査定を依頼したりする関係上、税理士・会計士の先生との繋がりをとても重要と捉えております。そのようなことから法人売買に協力頂ける先生を大募集しています。

#### 制度1 法人売却していただける方をご紹介いただいた際、ご紹介料をお支払いします。

[カド`会社を眠らせている方] [カド`会社を現金化したい方] [事業承継ご希望の方] [事業引退を考えている方]  
[会社を解散する方] [使わない法人の処理に困っている方] [2期免税目的の役目を終えた法人]

このようなクライアント様をご存じないでしょうか。ご紹介いただいた場合には、**数万円~のご紹介料**をお支払いします。

#### 制度2 法人売却していただける方をご紹介いただいた際、その法人の売却時の会計顧問契約を奨励します。

##### [税理士・会計士]

- ・売却可能な会社をご紹介いただくのみ。
  - ・買い手への制限を自由に設定（顧問契約〇ヶ月、決算2期など何でも可）※制限を超えても継続する確率大！
- 売り主様ご希望の販売価格が相場からかけ離れていない限り、**売却率はほぼ100%**です。
- ・法人売買とは別に、会計士をお探しのお客様へ貴所をご紹介します。

##### [売り主（旧顧問先）]

- ・不要な法人を現金化できる。自分の納得いく金額で売却できる。（ご希望値で販売致します）
- ・買い主にも顧問の先生が絡むので安心して売却できる。

##### [買い主（新顧問先）]

- ・買取前の会計状況を知り得ている先生がついているので安心して購入できる。会計委託先を迷わないので一石二鳥。

## 司法書士向け制度\*\*\*\*\*

当所では司法書士の先生に、法人売却の際に生じる登記変更手続きを業務委託する点などから、先生との繋がりはとても重要と捉えております。そのようなことから法人売買に協力頂ける先生を大募集しています。

**制度1 法人売却していただける方をご紹介いただいた際、ご紹介料をお支払いします。**

[会社を解散（閉鎖）する予定の方を会社の売却へ促していただいた場合]

その方をご紹介いただければ、**数万円～のご紹介料**又は貴所で定める**解散手続き報酬料の2倍以上の金額**をご紹介料としてお支払いします。

[たまたま売却可能な方がお知り合いにいた場合]

その方をご紹介いただければ、**数万円～のご紹介料**をお支払します。ご紹介料は法人の売却価格により変動します。

**制度2 法人売却していただける方をご紹介いただいた際、その法人の売却時の登記変更を依頼します。**

この場合における司法書士の先生が得るメリット

- ・解散の報酬料を得ない代わりに、全部の登記変更に関する報酬料が得られる。(成功率ほぼ 100%)
- ・お客様にお喜びいただける。→解散にかかる費用が無くなったと同時に売却費用を得られるからです。
- ・リピーターが増える。→円満に処理していただいた売主からはもちろん、買主も役員変更などの際にはきっと売買の際に変更手続きを行っていただいた司法書士の先生にご依頼をしてくるでしょう。

## 行政書士向け制度\*\*\*\*\*

**制度1 法人売却していただける方をご紹介いただいた際、ご紹介料をお支払いします。**

[会社を解散（閉鎖）する予定の方からご相談いただいた場合、是非当社に売却のご紹介を下さい]

その方をご紹介いただければ、**数万円～のご紹介料**をお支払いします。また、当所のお客様より新規設立をご希望いただいた際にはご紹介させていただきます。

## M&A(稼働法人)のご案内

当所は休眠会社に留まらず、稼働会社の売買も行っております。料金体系は業界最安水準でお気軽にご利用いただけるようになっております。お気軽にお問い合わせ下さい。

報酬内容	売買金額	B L 法人売買センターの報酬額
着手金	—	無料
中間金（基本合意時）		無料
成功報酬	5億円以下	譲渡金額×1%
	5億円以上の場合	応談
最低報酬額	—	50万円

## 法人売買の社会概念と動向

当社はこれまでグループ企業内で約20年、「起業」における様々なサービスを展開し、お客様を支援してまいりました。その中で平成18年に成立した新「会社法」施行により、企業概念が変わり始めていることを実感するのです。この法律は施行前の「帳簿上の価額を重視」する趣旨から「実際の経営や株主の資本変動を重視」する趣旨へ変更されました。これはいわゆる自由取引思想のアメリカ型に近づいた一環でもあります。この自由取引思想とは日本のこれまでの思想とどう違うのか、それはM&Aの実績で判りやすく反映されています。アメリカでは長年に渡りM&A件数が年間約8千件あるのに対し、日本ではここ数年右肩上がりといえども約2千件に過ぎません。これは概念違いでもあり、日本の法人に対する概念は「自らが創りあげるもの」ですが、自由取引思想における概念は「創りあげてよし、譲り受けてよし、譲り渡してよし」なのです。確かにリターンよりリスクに対する意識が強く働く国民性を考えれば妥当な結果かもしれません。しかし文頭にふれた通り、根本である日本の法規程が違う趣旨になった以上社会はそれを中心として動いていく、つまり今後日本のM&Aは増加に向かうということが当然予測されるのです。

## 法人売買成立をサポートするBL 法人売買センターの役割

ご承知かもしれませんが、日本には大規模なM&Aを手掛けるコンサルティング企業は存在しますが、小規模の法人売買をサポートする企業はなかなかありません。これはつまり、小規模の売買が認識されていない証拠です。主に休眠会社の売買を仲介する当所の役割としては、前記にあげましたM&Aの増加傾向に先駆けて小規模の企業から法人売買の認識を広めていくことだと感じています。小規模の法人売買の認識を広めた後には、中小企業の法人売買をサポートし、自由取引思想に向けた道筋を創る、これが当所の取り組みにおける根底です。

**BL 法人売買センターのホームページには、  
法人売買に関する様々な情報が満載 ✨ 是非一度ご覧下さい。**

最後までご覧下さり、有り難うございます。

～会社買収／会社売却／中古会社売買／法人のリサイクル～  
BL 法人売買センター （運営：株ビーエル）